

# 障害者が生産行程に携わった食品についての 生産行程管理者の認証の技術的基準

## 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき行う障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準を規定する。

## 2 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次による。

### 2.1

#### 生産業者

JAS 0010 の 3.1 に従って JAS 0010 の 2.5 に規定するノウフク生鮮食品の生産を行う者。

**注記** 生産業者とは、具体的には次のとおりとする。

- a) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、障害者福祉サービスを行う事業所（都道府県知事から同法第 49 条による勧告又は同法第 50 条による指定の効力の停止を受けている事業所は除く。）
- b) 障害者を雇用している者（国及び地方公共団体を除く。常時雇用している労働者数が 45.5 人以上の事業主にあつては、法定雇用障害者数を満たしている場合に限る。）
- c) 農林水産業を自ら行う障害者
- d) a)～c)以外であつて、障害者に生産の委託を行っている者

### 2.2

#### 加工業者

JAS 0010 の 3.2 に従って JAS 0010 の 2.6 に規定するノウフク加工食品の製造又は加工を行う者。

## 3 生産行程の管理又は把握の実施方法

### 3.1 生産行程管理責任者の職務

3.4 b)に規定する生産行程管理責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。

- a) 生産行程の管理 [外注管理（管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。] 又は把握（農業及び地域に対する活動、障害者の賃金・工賃向上の活動を含む。）に関する計画の立案及び推進

**注記** 農業及び地域に対する活動には、荒廃農地の発生防止及び解消、農林水産業の新たな労働力の創出等が含まれる。また、障害者の賃金・工賃向上の活動には、障害者の就業機会拡大、障害者の一般雇用等が含まれる。

- b) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあつては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外

注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進

- c) 内部規程の制定，確認及び改廃についての統括
- d) 従事者に対する教育訓練
- e) 生産行程における事故・怪我の発生抑制
- f) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

### 3.2 内部規程

#### 3.2.1 内部規程の整備

次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし，**a)～c)**については，生産業者，**e)**については，加工業者に限り，**d)**については，自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料とする場合を除く。

- a) 障害者であることの証明に関する事項
- b) **JAS 0010** の **3.1 a)**に規定する障害者が携わる生産行程に関する事項
- c) **JAS 0010** の **3.1 b)**に規定する生産行程の回答に関する事項
- d) 受け入れた原材料の格付の表示の確認に関する事項
- e) **JAS 0010** の **3.2**に規定する原材料の使用及び区分管理に関する事項
- f) **JAS 0010** の簡条 **4**に規定する表示に関する事項
- g) 障害者が作業しやすい環境の創出に関する事項（簡条 **4** 参照）
- h) 苦情処理に関する事項
- i) 内部監査に関する事項
- j) マネジメントレビューに関する事項
- k) 改善に関する事項
- l) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項
- m) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- n) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

#### 3.2.2 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

#### 3.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い，かつ，従事者に十分周知しなければならない。

### 3.3 記録等の管理

簡条 **6**に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は，生産業者にあつては **JAS 0010** の **2.5**に規定するノウフク生鮮食品を出荷してから少なくとも1年間（出荷したノウフク生鮮食品が **JAS 0010** の **2.6**に規定するノウフク加工食品の原材料となることが明らかな場合であつて，当該加工食品が消費されるまで通常要すると見込まれる期間が1年間を超える場合はその期間），加工業者にあつては **JAS 0010** の **2.6**に規定するノウフク加工食品を出荷してから少なくとも3年間保存しなければならない。

### 3.4 生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については，次の事項を満たさなければならない。

- a) **生産行程管理担当者** 生産行程管理担当者として、障害者が生産行程に携わった食品の生産行程管理に関する知識を有する者が1人以上（生産行程管理者又は外国生産行程管理者が複数の生産又は製造若しくは加工に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。
- b) **生産行程管理責任者** 生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から1人選任されていなければならない。

#### 4 障害者が作業しやすい環境の創出

生産業者にあつては、次の事項について障害者が作業しやすい環境を創出しなければならない。

- a) 障害者の適性や能力に合わせた作業の選定
- b) 作業の手順や内容等を示した分かりやすい表示等の工夫
- c) 障害者の作業中の事故及び怪我防止のための安全対策マニュアルの整備、傷害保険の加入等
- d) 障害者に対するあらゆる差別の排除
- e) 施設・設備の施工・設置時のバリアフリー環境の考慮

#### 5 表示

**JAS 0010** の箇条 **4** に従つて表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

#### 6 記録の作成

次の事項を記録し、保持しなければならない。ただし、**a)**及び**b)**については、生産業者、**d)**については、加工業者に限り、**c)**については、自ら生産したノウハウ生鮮食品を原材料とする場合を除く。

- a) 障害者が携わった生産行程に関する事項 [**JAS0010** の **3.1 a)**参照]
- b) 生産行程の回答 [**JAS 0010** の **3.1 b)**参照]
- c) 受け入れた原材料の格付の表示の確認に関する事項 [**JAS 0010** の **3.2 a)**参照]
- d) 原材料の使用及び区分管理に関する事項 [**JAS 0010** の **3.2** 参照]
- e) 表示に関する事項（箇条 **5** 参照）
- f) 苦情処理に関する事項
- g) 内部監査に関する事項
- h) マネジメントレビューに関する事項
- i) 改善に関する事項

#### 7 格付の組織及び実施方法

##### 7.1 格付の組織

格付を行う部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

##### 7.2 格付規程の整備

次の事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 生産行程についての検査に関する事項
- b) 格付の表示に関する事項

- c) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- d) 出荷後に **JAS 0010** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- e) 苦情処理に関する事項
- f) 内部監査に関する事項
- g) マネジメントレビューに関する事項
- h) 改善に関する事項
- i) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- j) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 7.3 格付業務の管理

**7.3.1** 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められなければならない。

**7.3.2** 生産業者にあつては、ノウフク生鮮食品の出荷後、出荷された荷口に係る障害者が携わった生産行程について外部からの問い合わせに応じて回答ができなくなった場合は、当該荷口を受け渡した加工業者その他の取扱業者へその事実を伝達し、当該荷口及び当該荷口を原材料として使用したノウフク加工食品の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にしなければならない。

### 7.4 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者及び格付責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **格付担当者** 格付を担当する者として、障害者が生産行程に携わった食品の生産行程管理及び格付の実施方法に関する知識を有する者が1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上) 置かれていなければならない。
- b) **格付責任者** 格付責任者として、格付担当者の中から1人選任されていなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成31年 3月29日農林水産省告示第 599号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 平成31年 3月29日農林水産省告示第 599号  
平成31年 4月28日から施行する。